

令和5年度第2回富田林市都市計画審議会 議事要旨

令和5年11月1日開催

議案

・議第1号 南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区地区計画について（付議）

都市計画法第21条の2に基づき提案のあった標記の地区計画について、原案のとおり可とされました。

- | | |
|---------|----------------------|
| ・名 | 称：伏山二・三丁目地区地区計画 |
| ・位 | 置：富田林市伏山二・三丁目地内 |
| ・計画区域面積 | ：約11.0ha |
| ・建物用途 | ：住宅、集会所、診療所 |
| ・地区施設 | ：幹線道路、区画道路、公園、緑地、調整池 |

・議第2号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

生産緑地法第3条の規定に基づく都市計画決定権者の判断による区域変更、廃止等を行うものについて、原案のとおり可とされました。

(変更前)		(変更後)
面積：約52.81ha		約50.51ha
地区数：262地区		255地区

報告

・報告1 富田林市市街化調整区域における地区計画ガイドラインの一部改正について

「富田林市立地適正化計画」との整合性及び駅周辺の市街化調整区域のポテンシャルを活かすため、見直しを行う改正内容について報告しました。